

令和2年5月29日
自動車局 整備課
安全・環境基準課

「不正改造車を排除する運動」強化月間を開始します。

～ 車の不正改造は安全を脅かし、環境悪化の原因となる犯罪です ～

不正改造車は安全を脅かし、環境悪化の原因となることから、国土交通省では、各地方運輸局において『不正改造車を排除する運動』強化月間（6月：北陸信越・沖縄を除く運輸局、7月：北陸信越運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局）を定め、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）との連携の下、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動や街頭検査などを実施し、安全・安心な車社会の形成に取り組んでまいります。

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等により、マスメディア、インターネットサイト、SNS等を利用して、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者（別紙5）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。

2. 街頭検査の実施（強化月間中87回を計画）

- 違法マフラーの装着、車体外にはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

〔不正改造車の例〕



違法マフラー（バイク）



違法マフラー



タイヤはみ出し車両

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置。
- 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車の排除のための諸活動に有効活用。

【問い合わせ先】自動車局整備課 児島・川崎・齊藤（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）・03-5253-8599（直通）

自動車局安全・環境基準課 高野・鈴木（排気ガス等の環境基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42523）・03-5253-8604（直通）

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。